

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正を行う。

2. 改正の概要

雇用調整助成金の特例措置（地域的な特例（ のb及びc）は除く。）については、緊急事態解除宣言がされた日（以下「緊急事態解除宣言日」という。）の属する月の翌月の末日まで行うこととしているが、当該特例措置について令和3年2月中に緊急事態宣言が解除されたときは、令和3年4月30日まで行うこととする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づくまん延防止等重点措置実施区域（以下「重点区域」という。）のうち職業安定局長の定める区域の属する都道府県の知事が基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設における営業時間の変更等の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った、まん延防止等重点措置を実施すべき期間の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日（当該期間の属する月の末日よりも緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日が前にあるときは、緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日）までの期間中の休業等については、助成率を5分の4（解雇等を行っていない場合には10分の10）とする。

新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った以下の休業等について、令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合には、助成率を10分の10とする。

- a 中小企業事業主が行った令和3年1月8日から緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日（同年2月中に緊急事態宣言が解除されたときは同年4月30日。以下同じ。）までの期間中の休業等
- b 大規模事業主が緊急事態宣言の対象区域の知事等の要請を受けて行った当該区域において緊急事態措置を実施すべき期間の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の休業等
- c 大規模事業主が重点区域の知事の要請を受けて行った当該区域について措置を実施すべき期間の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の休業等
- d 大規模事業主であって特に業況が悪化しているものとして職業安定局長の定める要件に該当するものが行った令和3年1月8日から緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日までの期間中の休業等

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号及び第2項

4. 施行期日等

公布日：令和3年2月下旬

施行期日：公布の日から施行し、上記「2. 改正の概要」の については、令和3年2月13日以降に開始した休業等について適用し、 については、令和3年1月8日以降（ のcについては令和3年2月13日以降）に開始した休業等について適用する。